

障第 1475 号
平成 30 年 3 月 8 日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者

} 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

サービス管理責任者等の実務要件等について（通知）

日頃は、県内の障がい福祉施策の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、事業所等からサービス管理責任者等の実務要件等に関するお問い合わせを非常に多くいただいているところです。

そのため、特にお問い合わせの多い下記 4 職種の要件について、あらためて別添のとおり周知します。

なお、該当職員に変動があった際などは、必ず事業所等自身で要件を確認していただいたうえで、適切に人員配置の確保や事業所等の運営をしていただきますとともに、県へ届出が義務づけられているものについては、遅滞なく届出いただきますようお願いいたします。

記

- ・ サービス管理責任者の実務要件
- ・ 児童発達支援管理責任者の実務要件
- ・ 相談支援専門員の実務要件
- ・ 児童指導員の資格要件

所属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係長	山 田	担 当	高 木
電話	058-272-1111 内 2615		
FAX	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		